

板谷最終処分場 6・7ブロック増設計画環境影響評価方法書に対する意見について

1 総括的事項について

- (1) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

また、調査マニュアル等が改正された場合は、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。

- (2) 環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。
- (3) 対象事業は既存処分場の嵩上及び拡張事業であり、規模も大きく長期にわたる計画となっていること等から、工事工程や施設稼働期間をわかりやすく環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）に記載すること。

また、既存処分場も含めた環境への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

- (4) 事業計画や維持管理計画の策定に当たっては、既存処分場における工事及び稼働の実績や環境監視結果等を反映させるとともに、その反映状況や事業規模決定等の計画策定経緯を含めて具体的に準備書に記載すること。

また、既存処分場を含めた埋立終了から処分場廃止後の緑化計画や維持管理計画等についても準備書に記載すること。

- (5) 増設する処分場の土堰堤は既存処分場の上部を底盤改良して設置し、また、水抜き管やガス抜き管は既存処分場の上部に敷設する計画となっているが、構造物としての安定性及び下層の廃棄物の化学的安定性の確認手法や廃棄物最終処分場の基準省令や条例等で定められている構造基準との適合状況について、準備書に記載すること。

- (6) 今回の増設計画では、浸出液調節池、浸出水処理施設等の増設をしない計画としていることから、既存施設の処理能力の妥当性について明らかにし、準備書に記載すること。

また、遮水工の選定根拠及び遮水シートの破損等の緊急時の措置を含めた維持管理計画を、具体的に準備書に記載すること。

- (7) 災害廃棄物搬入時のように水処理施設への負荷が大きくなる場合には、放流水の水質検査の頻度を上げて維持管理を行うなど配慮し、十分なモニタリングを行うなど適切な維持管理に努めること。

また、水質測定結果については、随時公表するなど地元住民等への説明を十分に行うこと。

(8) 既存処分場内は嫌気性発酵していることが想定されることから、爆発防止等のため、ガス抜き管の設置数に配慮するなどの対策を講じること。

(9) 準備書の作成に当たっては、専門的な内容についても可能な限り分かりやすい表現とすること。

また、福島市を含む地域住民等に対して事業全般について十分に説明を行い、理解と協力が得られるよう努めること。

2 環境影響評価項目及び評価手法等について

(1) 調査地点及び期間等について

調査及び予測に係る地点の選定、並びに期間の設定等については、その根拠や妥当性をわかりやすく準備書に記載すること。

また、対象事業の工事と既存埋立地への埋立が並行して行われる時期は、環境への負荷が大きくなる時期と思われるので、調査時期の選定に当たって配慮すること。

(2) 大気質について

車両等の走行に伴い排ガス中に含まれる浮遊粒子状物質の影響が懸念されることから、施設の存在による廃棄物の運搬その他の車両の運行による影響について、環境影響評価項目とすることを検討すること。

(3) 水環境について

ア 当該施設からの排水は、福島市内で農業用水として取水されている阿武隈川水系松川の源流域に放流されることから、下流域の利水への影響を十分に踏まえ、予測及び評価を行うこと。

特に、農作物への影響が懸念されることから、塩化物イオンについても評価対象に追加すること。

イ 水質については、東日本大震災による災害廃棄物の搬入時など、水処理施設への負荷が通常よりも大きくなる場合を想定して予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置について検討すること。

ウ 水質については、福島市と事業者間で取り交わしている環境保全協定に基づく放流水の水質基準により評価すること。

また、水質の調査及び予測地点として、蟹ヶ沢と松川を追加することについて検討すること。

エ 水の濁りについては、適正な地点における降雨量データを使用するとともに、近年の異常気象を考慮し、過去の日最大1時間降水量等を把握したうえで、調査、予測及び評価を行うこと。

オ 水の汚れについては、環境基準に係る人の健康の保護に関する要監視項目についても評価対象とすることを検討すること。

カ 処分場からの排水による底質への影響が懸念されるため、浸出水処理施設の稼働に係る底質の有害物質（ダイオキシン類を含む）を環境影響評価項目とすること。

キ 造成等の施工及び処分場の存在による地下水への影響が懸念されるため、地下水の水質を環境影響評価項目とすること。

また、地下水の水位及び流れについても環境影響評価項目とすることを検討すること。

(4) 地盤について

増設による斜面の崩落等の懸念があることから、造成等の施工及び最終処分場に係る地盤及び斜面の安定性について環境影響評価項目とすること。

(5) 動植物について

ア 事業実施区域周辺には国有林の緑の回廊が存在することから、小動物の移動経路を確保するため、必要な調査を行い、運搬路や側溝等により移動が阻害されないための保全措置について、準備書に記載すること。

イ 事業実施区域の2 km南東側には、国指定文化財「吾妻山ヤエハクサンシャクナゲ自生地」が存在することなどから、植物の調査、予測及び評価に当たっては、これらの重要種に配慮すること。

3 その他

(1) 社会環境の把握に関する記載のうち河川、湖沼の利用及び地下水の利用状況については、処分場からの排水の影響を受けると考えられる福島市の状況についても把握し、準備書に記載すること。

(2) 上記の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。